

〈研究ノート〉

1938年ビルマ小作法はなぜ行き詰まり、どう改正されたのか —ピャーポン県関連文書から—

水野 明日香*

Why Was the Burma Tenancy Act of 1938 Ineffective and How Was It Amended?:
An Analysis Using Documents Compiled in Pyapon District
Asuka Mizuno

Abstract

The Burma Tenancy Act of 1938, enacted in May 1939, introduced the concept of ‘fair rent’, by which tenants and their families could afford to live in reasonable comfort after paying rent, and stipulated that a tenant who paid fair rent would be entitled to renew the tenancy. This Act enacted in British Burma is mentioned in several existing studies as a milestone in the struggle to mitigate the country’s agrarian problem. However, issues such as the method of determining fair rent, the reason the Act was ineffective, and the manner in which it was amended remain unexplored. Hence, this study aims to fill this gap in the literature with an analysis using documents compiled in Pyapon district. The findings are as follows: fair rent was decided using a method similar to that for land revenue settlement and individual cases were not examined. As this method was inappropriate, the Burmese High Court rejected the revenue officer’s decisions regarding fair rent. Hence, the government was forced to abandon the Tenancy Act and to proclaim the Tenancy Ordinance in 1940, which provided that the fair rent should be a certain percentage of the normal gross outturn of the tenancy as notified by the Governor. This ordinance deprived landlords of their freedom to determine rent.

1. はじめに

イギリスの植民地支配下に入った19世紀半ば以降に輸出向けの商業的米作地帯として開発された下ビルマのデルタでは、大規模な不在地主が発達し、地主小作関係が悪化した。下ビルマ・デルタの小作制度は、東南アジアの中でも特に過酷であったことで有名である¹⁾。例えば、東南アジア

* 亜細亜大学経済学部准教授

の小作制度は一般的に分益制であり、王朝時代の人口の中心であった上ビルマでも分益制であったが、下ビルマ・デルタの小作料は当初から初物の現物による定額制であった。また小作の契約期間は通常1年と短く、小作人は毎年のように小作地を変え、デルタを転々と移動したとされている²⁾。小作人の存在自体は早くも19世紀末には植民地官僚に認識され、その権利を強化することにより保護を目論んだ法案はたびたび提案されてきたが、地主やインド人金貸しチェッティヤーの反対にあい成立しなかった³⁾。ようやく小作法が制定されたのは、世界恐慌後にさらに不在地主への土地集中が高まり、農民反乱が続発した1930年代後半、政治的には英領インドから分離し、ビルマ自前の議会で法律を制定できるようになって以降の1939年であった。

本稿の課題は、この1938年小作法（Tenancy Act, 1938、正式な名称はBurma Act X, 1939）が農村の現場ではどのように施行され、なぜ行き詰まり、どう改正されたのかを、ミャンマー国立公文書館に所蔵されているピャーボン県でまとめられていた文書から明らかにすることである。この課題の先行研究に対する意義は以下である。

ビルマ小作法は、1937年に英領ビルマの初代首相バモーが任命した土地・農業委員会（Land and Agricultural Committee）によって、他の2つの農地関連法、土地譲渡法案（Land Alienation Bill）、土地買い上げ法案（Land Purchase Bill）と共に提案された。これらのうち、本稿で扱う1938年小作法は「公正な小作料」（fair rent）という概念を設定し、これを支払う限りは小作契約を継続できると定め、小作権の強化を図った法であった。また小作料の公正さに疑問を抱く小作人は、税務官（Revenue Officer）に公正な小作料の決定を申し立てられることも定められた。土地・農業委員会の設立や上述の法律の制定は、植民地時代のビルマにおいて土地問題の解決を目指した画期として、この時代を扱ったミャンマーの通史においては必ず言及され、比較的詳しく紹介されている⁴⁾。

特に、1938年小作法は最初に成立し、唯一施行された法であるため、既存の研究での評価も定まっている。すなわち本小作法は施行してみると、公正な小作料の決定を求める申し立てが殺到し、地方の役人の負担が大きすぎて機能せず、1941年には改正されたというものである。また税務官によって決定された小作料は一般的に非常に低く、地主の不満を招いたこと、これについて地主が裁判所に訴えを起し、裁判所は税務官による決定を棄却したとの記述もなされている⁵⁾。

しかしこれらの研究では、1938年小作法はあくまで機能しなかった法と考えられているため、上述した以上のことは明らかにされていない。そのため、例えば「公正な小作料」とはどのように定義された概念であったのか、法律の施行後に公正な小作料の決定が行われた場所ではどのようにしてその判断が行われたのか、小作法の制定はビルマの小作制度にどのような影響を及ぼしたのかといったことはこれまで全く検証されていない。そこで本稿ではこれらの問いのうち、小作法の施行に関わる問いに答えることを試みる。なお公正な小作料という概念については、現在、別途論文を準備中であるのでここでは扱わず、必要最小限の説明にとどめる。

本稿で以上の問いに答える意図は、1938年小作法の失敗とその後の対応が後の時代の農地政策につながるという見通しを持っているからである。結論を先取りして言えば、1938年小作法で定

められた公正な小作料を税務官が判断することは不可能であることが判明し、1941年には政令により、小作料は収穫量に応じた一定の割合とすることが定められた。これは地主が小作料を自ら決定できなくなったことを意味し、地主制の終焉への一歩となった。またこの考え方は、1960年代にネーウィン政権下で確立された供出制度、すなわち政府の小作人である耕作者は作付面積と1エーカーあたりの取量に応じた一定の割合を政府に公定価格で納めるという制度とも軌を一にするものであった⁶⁾。供出制度は2003年まで続き、長らくミャンマー農政の桎梏とされてきた⁷⁾。植民地時代に制定された1938年小作法の施行過程を検討することは、供出制度の考え方のルーツを理解することにつながると筆者は考えている。

また本稿が既存の研究とは異なる点は、ミャンマー国立公文書館に所蔵されている一次史料を使用する点である。植民地時代に英領ビルマで作成された行政文書は、中央の政庁が作成する年次報告やレポート類などの公刊文書と地方行政体が日常的に作成し、保管していた各種の未公刊文書の2つに大きくは分けられる。前者はイギリス本国のインド省に送られ、現在は大英図書館のインド省関係のコレクションに体系的に保管されている。これに対して後者はミャンマーの各地方に残され、その後多くは散逸した。しかしミャンマー国立公文書館には、下ビルマのピャーボン県で保管されていた植民地時代の文書が独立以降にまとまって移管され、収められている⁸⁾。これを利用することが本稿の特徴である。

論説の順序としては、第2節と第3節で下ビルマの小作制度および小作法を概観した後、第4節以降に史料に基づき上述の問いに答える。

2. 下ビルマの小作人、小作制度の概況

第二次英緬戦争によって1852年にイギリスが領有を開始した当時の下ビルマは、人口約120万人程度の広大な未開の地であった。イギリスは当初、開墾を促進し、人を定住させるのに苦心したが、米の輸出が軌道に乗り始めた1870年代以降、開墾は急速に進んだ。1870年には100万エーカーであった下ビルマの耕地は、1870年代末には200万エーカーに、さらに10年後の80年代末には300万エーカーへと急激に拡大した⁹⁾。開墾は当初、雨季に激しい洪水に見舞われることがなく、王朝時代から比較的人口が定住していたプローム県、タラワディ県などのデルタの上部とラングーン周辺のペゲー県、ハンターワーディー県から進み、1880年代には満潮時に海水が逆流するデルタの最先端の感潮デルタ (tidal delta) と呼ばれる地域に達した。さらに20世紀初頭には耕作に適した土地の開墾はおおむね終了したとされている (文末地図を参照)¹⁰⁾。

開墾の時期は、不在地主の多さや耕地に占める小作地の割合の高さの違いにつながった。初期に開墾されたデルタの上部では、ホールディング (一塊の土地所有の単位) の規模もそれほど大きくはなく、自作農も多かったが、1880年代以降に開墾が進んだデルタの先端では、1つのホールディングの規模が大きく、小作地の割合も高かった¹¹⁾。例えば1922/23年の耕地に占める小作地の割合

はデルタ上部のプローム県、タウンゲー県ではそれぞれ16.28%、37.17%であったのに対し、デルタ先端のピャーボン県、ミャウンミャー県では54.31%、44.73%であった¹²⁾。こうした違いが生じた背景の一つには、開墾に必要な資金の調達手段の違いがあったと思われる。初期の開拓者は、友人や親戚から借金をして開墾に当たったが、1880年代からはインド人金貸しのチェッティヤーがデルタに浸透し始め、チェッティヤーや彼らから融資を受けているビルマ人の職業的金貸しから資金を調達する者が増え、後に開墾した土地を喪失することが多くなったとされている¹³⁾。小作人の起源はこうした自作農の土地喪失に求められている。センサスによれば、1881年に下ビルマの農業従事者に占める自作農の割合は71.2%であったが、この割合は1891年には61.9%、1911年には41.3%と徐々に減少した。一方で小作人の割合は、1881年の8.0%から1891年には15.3%、1911年には35.0%と徐々に増加した¹⁴⁾。

それでも荒蕪地が存在した20世紀初頭までは、新たに土地を開墾して自作農になることも可能であり、小作人の生活水準は自作農と遜色なく、地主に対する交渉力も強かったとされている。植民地時代のデルタの経済史に関する代表的な論者であるアダスは、開墾の初期に見られた小作人の頻繁な移動は、より良い条件を求める小作人の自発的な行動であったと見ている¹⁵⁾。

しかし耕作に適した未墾地が消失した20世紀初頭以降、小作地の割合は増加し始め、小作人の立場は弱まっていった。1901/05年に下ビルマの主要米作県の占有地に占める小作地の割合は、29.1%であったが、この割合は徐々に増加し1920/25年には41.5%、世界恐慌後の1935/39年には61.6%に達した¹⁶⁾。これに伴い小作料も徐々に上昇し、世界的に穀物価格が上昇した第一次世界大戦以降には生産力が高い場所では生産量の30%から45%、また鉄道や運河沿いなど交通の便が良い場所の付近の土地では40%もしくは50%かそれ以上に及ぶことも珍しくなかった¹⁷⁾。小作料の上昇は、小作契約が1年ごとの更新であり、小作人同士の競争が激しかったためと説明されている。この時期の小作人の移動は、もはや小作人の自発的な意志によるものではなく、小作権の弱さに由来するものであり、下ビルマの犯罪率の高さの原因と見られるようになった¹⁸⁾。

しかしながら下ビルマの小作人にとって重荷であったのは、小作料の絶対的水準の高さではなく、その形態が定額制だったことである。上ビルマや他の東南アジアで一般的に行われていた分益小作制ならば、不作の際のリスクは地主と分担されるが、定額の小作料ではそれがなく、リスクはもっぱら小作人が負うことになる。それでも20世紀の初頭ころまでは、洪水や害虫などの被害により収穫が少なかった年には、小作料は減免される慣行があったが、1920年代には減免の慣行もなくなりつつあった¹⁹⁾。減免慣行が消失した時期には、小作の契約をそれまでのように口頭で交わすのではなく、契約書を作成することも一般化した。契約書に添付する印紙代も小作人の負担であり、地主と小作人の関係は温情主義的なものからドライなものへと変化していった²⁰⁾。

下ビルマの犯罪率の高さは英領の中でも悪名高く、1920年代には強盗を恐れた地主は農村から町に移住したと言われている²¹⁾。世界恐慌後の1930年代にはサヤー・サン反乱に代表される農民反乱が全国的に勃発し、農業不安はさらに高まった。こうした状況の中で、1937年5月にはイン

ドから分離後の英領ビルマとして初の内閣であるバモー内閣によって土地・農業委員会が設置され、土地問題全般の検討が開始された。

3. 1938年小作法

土地・農業委員会の提案：公正な小作料

小作法案は土地・農業委員会によって提案された。小作法案はこれまでも何度か作成され成立に至らずにいたが、従来の小作法案とは異なる同委員会の独自の提案で、本稿と関わる重要な点は、公正な小作料という概念の設定であった²²⁾。委員会は、公正な小作料を「経済的規模のホールディング」(economic holding)の耕作者がそれを支払っても、通常の耕作費用をまかなえて、かつ彼自身とその家族がその地域の実情と照らして「まずまず快適」(reasonable comfort)に暮らす初が残ると定義した。委員会はこの定義が厳密さを欠いていることを認めながらも、「無私無欲な人によって、公正で人間的な考えとして受け入れられるであろう」と述べている²³⁾。つまり委員会は小作料に小作人とその家族の最低生活保障という考え方を組み入れたと言える²⁴⁾。

そして、公正な小作料を支払う限り、小作人は小作を継続できるという規定を小作法案に盛り込み、小作権の安定化を図った。

しかし委員会の態度は地主よりであった。例えば、委員会は現行の小作料の下では小作人は生存ギリギリのラインにあり、小作料は高すぎると考えていたにもかかわらず、小作料が公正であるか全ての事例について調査するのは現実的ではないとして、現行の小作料はそうではないことが証明されるまで、「公正である」と仮定することを提案した。そして小作料に不満を抱く者は、小作人であれ地主であれ、税務官に裁定を申し立てられるという規定を設け、これによって公正な小作料を実現しようとした²⁵⁾。つまり委員会は小作料の調停を地税と関連付けて行わせたのである。その理由は、地税は地主が小作料として得た収入から支払っていたためと考えられる。

土地・農業委員会による報告書と小作法案は1938年2月に政府に提出され、法案を検討する選抜委員会が同年5月には指名された。選抜委員会の議を経た小作法案は、1938年8月に議会に提出され、1939年3月28日から本格的な審議が開始された。審議に先立ち、最初に法案の支持を表明したのはチェッティヤー協会の代表議員であり、これにヨーロッパ系ビルマ商業会議所代表議員、インド人商業会議所代表議員らが続いた。彼らは選抜委員会のメンバーでもあったが、選抜委員会では公正な小作料を定めることの難しさ等を理由にして小作法案に反対を表明していた²⁶⁾。地主でもあった彼らの立場からは、小作料の軽減につながる小作法に反対であることは当然であった。それにもかかわらず、これらの外国人議員が法案の支持に回った理由は、議会での彼らの演説によれば地主と小作人の関係を規制する法案が必要というものであった²⁷⁾。

彼らの翻意には、選抜委員会が報告書を提出した10日後の1938年7月26日から2カ月にわたって、ラングーンで発生した大規模な反インド人暴動の影響があったと思われる。インド人の死者

192名を出したこの暴動を調査した委員会は、暴動の原因を反インド人感情、とりわけインド人地主とチェッティヤーに対する敵対心と土地問題に根ざした経済不安に帰する報告書を提出した²⁸⁾。ヨーロッパ系ビルマ商業会議所代表議員は、この報告書を引用して小作法の必要性を訴えた²⁹⁾。

このような社会情勢を背景に、議会では大きな異論もなく、小作法案の審議は進められた。しかし議会では、土地・農業委員会が提起した小作人の生活保障、生活水準の向上といった論点は共有されず、公正な小作料という考え方については全く議論はなされなかった。これについて出された意見は、その判断材料に地税を考慮するという一文を挿入すべきであるというもののみであり、土地・地税大臣はこの要求を容易に受け入れた³⁰⁾。最終的に、小作法案は、1939年3月30日に議会を通過し、5月3日に公布された。実質的な審議期間はわずか1日であった。法案が議会を通過したのはビルマの新年直前であり、法律が公布された5月は通常は、小作人がその年の小作契約を締結し終え、田植えの準備をしている時期であった。

1938年小作法の概略

ここで本稿に関わる1938年小作法の条項を簡単に訳出しておく。

第1章 定義

1条 (1) 本法は1938年小作法と呼ぶ。

(2) 本法は英領ビルマ全体に適用される。ただし総督は通知により特定の地域を適用外とできる。

(10) 税務官 (Revenue Officer) とは、本法が必要とすることをを行うために、総督が任命する者を言う。

第2章 地主、労働者、牛の所有者の請求権 (略)

第3章 土地の改良 (略)

第4章 小作料に関する規定

13条 税務官による公正な小作料の決定

(1) 地主または小作人は、18条の規定に従い、税務官に公正な小作料決定の申し立てをやる。

(2) そのような申し立ての受理により、税務官は地主と小作人の双方に関連する通知を出し、指名した2人の住民裁定者 (*thamadis*) の協力で現地調査を行った後に、その土地の公正な小作料決定の命令を出す。住民裁定者のうち1人は地主の推薦、もう1人は小作人の推薦とする。

(3) 税務官による決定が耕作シーズンの開始に間に合わないと判断される場合、税務官は、後に決定される公正な小作料を支払うという誓約書を提出させた上で、小作人がその土地を耕作する権利を認める暫定的な命令を出すことができる。

14条 小作料査定官 (Rent Settlement Officer) による公正な小作料の決定

- (1) 総督は、村落区より小さくない特定の地域に対して、小作料査定官を任命できる。小作料査定官は住民裁定者の協力で公正な小作料を決定するための調査を行う。

15 条 公正な小作料の決定にあたって考慮すべきこと

公正な小作料を決定する際、税務官もしくは小作料査定官は、当該の土地の収量、耕作に必要な小作人とその家族の労働に対する適切な報酬 (remuneration) を含む耕作費、競争によって決まった以前の小作料、地稅等を考慮する。

19 条 公正な小作料を支払う小作人の権利

- (1) 本法施行以降、小作人は地主に公正な小作料を超える小作料を支払う義務はない。これを超えた分に関しては、民事法廷での訴訟において、もしくは本法第5章の下での小作契約の更新において、小作人は請求された小作料は公正な小作料ではないと抗弁することができる。

第5章 小作の処分に対する制限

23 条 小作人が小作契約を更新する権利

小作料の滞納がなく、地主を不当に (unfairly) 扱っていない小作人は、この章の規定に従って小作契約を更新できる。

24 条 小作契約更新についての申し立て

- (1) 当該年度の小作料を納めた小作人で翌年も小作契約の更新を希望する全て者は、その希望と納める予定の小作料を文書で地主またはその代理人に伝えることができる。

25 条 放逐禁止命令の申し立て

前条に基づき小作契約の更新を申請した小作人で契約を拒否された者は、小作契約の更新命令を出すよう税務官に申し立てられる。

第6章 その他

40 条 一定の事項に関する民事法廷の裁判権の無効

民事法廷は、本法によって税務官の専権事項とされたいかなる決定についても裁判権を行使することはできない。

小作法13条(2)の「住民裁定者」(thamadis)とは、王朝時代の裁判においては住民互選で指名される判事であったが、語源は寂や静を意味するパーリ語の *sama* であり、天秤のバランスをとることができる智慧を備えた冷静、沈着な人、穏便に双方の落としどころを見つけることができる人というニュアンスの言葉である。次節で述べる税務官の調査の際には、彼らの証言が重要な役割を果たしたと想像される。また14条には税務官とは別に小作料査定官の任命が規定されているが、条文では両者の役割、権限の違いは定められていない。次節で見ると実際に任務からも両者の違いは分からない。元々、小作法案を起草した土地・農業委員会は、公正な小作料の決定は地租査定の方法と類似するので、その経験を持つ者を特別税務官として任命すること提案していた³¹⁾。し

かしそのような人材の確保は難しいと予想されたので、雑多な部署、職位からなる税務官とは別に、これより上位の者を想定して小作料査定官という職を設けたのではないと思われる。

肝心の「公正な小作料」の定義は法律の条項としては設けられず、15条において、その決定の際に考慮すべきこととして、土地・農業委員会による定義と近似した内容が挙げられたに過ぎなかった。すなわち、小作人とその家族の生活保障ではなく、「小作人自身とその家族の労働に対する適切な報酬を耕作費として考慮する」とだけ定められた。ただし後述するように、小作人とその家族の生活保障は公正な小作料の判断の現場では一応、意識はされた。なお小作法のビルマ語版では、「公正」に当たる語は、等しいや均等を意味する *hmyata* という語が使用されている。この言葉には、英語の *fair* で表される公正や正当といった意味はない。

総じて1938年小作法は、地主が小作料を決定し、小作人を選ぶ権利を制限した法であった。そのため地主からの抵抗を予想して40条を設けたと思われるが、この条項は民法典と矛盾し、後述するように高等法院 (High Court) はこれを無視した。

4. 1938年小作法の施行：「公正な小作料」の決定

決定のための準備

1938年小作法は、1939年5月に公布され、土地・地税局が発行した6月1日付けの告知、No.29とNo.30によって下ビルマの対象地域が、6月13日付けの告知、No.38とNo.39によって上ビルマの対象地域が指定され、ごく一部の地域を除き英領ビルマの平野部の全域で施行が開始された。同時に、小作法13条が定めた税務官として、一定の官位以上の全ての郡役人 (subdivisional officer), 地方行政の本部補佐官 (headquarters assistant), 徴税官 (*akunwun*), 地方の土地記録局の監督官 (superintendent) が任命された³²⁾。

小作料査定官は、イラワジ管区内でわずか3名しか任命されなかった。3名の筆頭は、難関の試験であるため、当時まだ人数が少なかったビルマ人のインド高等文官 (India Civil Service) であり現役の地租査定官でもあったチャーキン (Kyaw Khin) であった。他の2名は共に県の土地記録局のトップではあったがICSよりはランクが下の地方行政官であるポーアウン (C. Po Aung) とベル (W. E. Bell) であった。地租査定の実験が重視されたらしく、チャーキンの担当は3県、8町区、12村落区と非常に広範囲であったのに対し、他の2名の担当地域はそれぞれが勤める県の2~3町区、4村落区であった³³⁾。

法律の公布から施行までの期間は短く、小作法に従った公正な小作料の決定に必要な作業は、手探りで模索された。例えば小作人からの申し立ての受け付け方法の変遷からも現場の混乱振りがうかがわれる。6月3日付けで財務長官からイラワジ管区の長官に発せられた文書では、小作人からの申し立ては、各町区の役人が受け付けて書類に不備がないかチェックし、村落区ごとに分類した後、県知事に提出することが予定されていた。またこの作業と並行して、小作料査定官は「一定の

作業」を済ませ、公正な小作料を決定するための「基準」を作成しておくことが望ましいともされた³⁴⁾。ここで述べられている「一定の作業」や「基準」が具体的にどのような内容であるかは書かれていないが、申し立てがなされた小作地に関する予備調査、例えば土地課税台帳や地図による土地所有者、所在地の確認や周辺の米価等の調査であると思われる。また土地記録局は小作についての情報を全く持っていないので、申請があった小作地以外も含めて基礎的な小作調査を行うようにとの指示も財務長官から出された³⁵⁾。

最終的には、公正な小作料決定の申し立ては、各地方の土地記録局の監督官が取りまとめることになった。公正な小作料は後述するように地租査定調査を利用しながら、これと近い形で行われることになったためである。地租査定と関わる記録は土地記録局が保管しており、ここが扱うことが都合よいと考えられたのである。そして取りまとめの方法も村落区ごとではなく、地租査定のための測量単位であるクウィン (*kwin*) ごとに、さらに同じクウィン内でも地租査定の算定区 (*assessment tract*) ごとに土地記録局の職員がまとめて、査定地図に赤いインクで印を付けておくことになった。その間、地租測量官 (*Revenue Surveyor*) が小作申告書 (*Return of tenancies*) を用意しておくことになった。これにより税務官は予め小作地に関する数値を得ている状態になるので、調査計画を立てておくよう指導された³⁶⁾。

肝心の公正な小作料の決定方法も当初は全くの未定であった。政府内でこれを検討していたのは当時、他の農地関連法の制定にも尽力していた有力なICSのスイッチンバンクであった。6月末の段階では、耕作者の直接経費と小作人の自家労働に対する適切な報酬についての情報を集めることが考えられていたに過ぎなかったが、7月中旬には、実施説明書 (*instruction*) の草案が各管区の長官を通じて県知事に回覧された³⁷⁾。その際、財務長官は、9月末頃には「誰か」小作料査定官が試験的に実施した結果が得られるので、それを考慮して一般的なガイダンスを発行したいと述べていた³⁸⁾。しかし財務長官の控えめな時期の予想は良い方向に外れた。スイッチンバンク自身が試験的に公正な小作料の決定調査を実施したからである。彼は雨季の最中の7月下旬には3つの村落区で小作料の調査を行い、報告書をまとめた。報告書は39年の8月30日には財務長官の文書として印刷され、参照するよう各県に送られた。さらに収穫と小作料の納入を控えた9月4日には暫定ではあったが実施説明書も公刊された。先ず実施説明書によって公正な小作料決定のための調査の概略を把握した後で、個別の小作料の調査報告書から調査の実態を見ていこう。

公正な小作料の決定方法

実施説明書によれば、税務官は村落区に到着後、調査の準備として以下を行うようになっていた。

- ①住民裁定者の名前を記す。選ぶ方法などは書かれていない。全ての調査は彼らを同伴して行い、彼らに他の人の発言を批判するように促す。
- ②地租査定で設定された土地等級が現地でも一般的に受け入れられているか確認する。
- ③通常、小作人が手にする価格である脱穀場での籾の価格を記す。
- ④村落区の小作慣行調査、すなわち小作料は脱穀場所で支払われるのか、小作人の費用負担で地主

の穀蔵もしくは川沿いまで運ぶのか、小作料は一般的に完全に支払われるのか、減免があるのか、小作人は頻繁に交替するか、そうであるならばその理由、1931年以前の小作料はどのくらいであったのか等を調べる³⁹⁾。

次に税務官が行う作業は、通常の年の粗生産量の確定と小作料の記録であった。税務官は地方の土地記録局で用意された申告書 (Return) を小作ごとに検討し、可能なら地主と小作人の双方に確認する。これでフィールドでの調査は終了である。肝心の耕作費の調査は、過去に行われた地租査定調査の結果を利用し、これが現在でも妥当か県知事が判断するよう指示された。妥当でない場合のみ、税務官が再調査するとされた⁴⁰⁾。

これらの調査に基づき、公正な小作料が決定された。実施説明書は、小作法が要求する考慮すべきこととして以下の点を挙げた。第一は現行の小作料水準の適切さである。小作人が頻繁に変わるならおそらく高すぎ、そうでないなら過剰ではないと示唆された。第二は地税である。地税は小作料収入から支払われることを考慮すべきとされた。ただしこれは地税を支払った後の地主に余剰を残すことを意味せず、土地等級が低く、収量の低い小作地では、公正と考えられる小作料は地税程度になる場合もあり得るとされた。最後に、その他の考慮すべき要素として次の点が挙げられた。

①米価。米価が下がれば、小作人は米価が高かったときほどの小作料は納められない。②農業労働者の賃金の上昇。③感覚。一般的にビルマでは、小作料は粗生産量の半分を超えるべきではない。④収穫の安定性。洪水などの被害が定期的に起こる場所かどうか等であった。また一般的に、粗生産額から小作人の労働報酬も含む耕作費を差し引いた純生産額 (net produce) の3分の2を超える小作料が正当化されることは難しいだろうとも実施説明書には書かれた。そして、暫定的に小作料を定めたら、「この目的は、小作料を支払った後、小作人とその家族がきちんと (decently) 暮らすのに十分な量が残されているか判断することである」と宣言するよう指示された⁴¹⁾。

実施説明書では小作人の所得の調査を行う指示はなく、以上の1エーカーあたりの収益調査を元にして推定するための表の様式が付された。実施説明書を読む限り、公正な小作料の決定とは、地租査定で延長で耕作費を勘案し、妥当と思われる額を提示するだけであった。何より問題なのは、実施説明書に明記されることはなかったが、小作料調査は典型的と考えられる事例を1つの算定区で1つ行えばよく、他の申し立てについては、これを当てはめればよいとされたことであった⁴²⁾。これは後に高等法院によって、税務官が決定した公正な小作料が破棄される原因となった。

以上の調査のイメージをつかむために、実際に行われた小作料査定報告書を見てみよう (文末の参考資料表1~4参照)。参考資料表1から3は、公正な小作料の決定方法を考案したスウィッシンバンクによる調査報告である。彼はペゲー県、カワ町区、タービュー村落区を1939年7月21日と22日に訪れた。まず小作人の住民裁定者としてカを、地主の住民裁定者としてポーユインを「皆の同意」によって選んだ。彼が訪問すると、村落区の耕地と関わる地主と小作人のほぼ全員が現れたと報告書には記されている⁴³⁾。

参考資料表1aは、R1からR4という土地等級ごとに、1エーカーあたりの収量 (粗生産量、gross

produce、表1aの②)をベースとして粗生産額を算出し、そこから耕作費を差し引いた純生産額を求め(表1aの⑤)、その3分の2に少し色をつけた額を公正な小作料としたことを示している(表1aの⑥と⑦)。「R1」とは地租査定で使用された土地等級で、稲(Rice)を栽培する土地で最も収量が高い土地である。収量がそれより劣る土地は、その収量に応じてR2からR4に分類された。一般的にはR3やR4は定期的に洪水の被害に見舞われるなどして安定的な収穫が望めない土地である場合が多かった。地租査定では、算定区内の土地を等級に分類し、土地等級ごとに1エーカーあたりの純生産額を求め課税額を査定した。公正な小作料の決定は、この地租査定の方法と結果を基本的にはそのまま踏襲した。

スウィッシンバンクの場合は、一応、各土地等級の収量の再調査を行い、R1とR2については1913年から1914年に行われた地租査定で確認された収量と同じであるとしてこれを採用したが、R3は地租査定よりも収量が低く、R4は地租査定よりも高いとして独自に収量を設定した。耕作費についても地租査定の数値は使用せず、8名の小作人、面積の合計は227エーカーの耕作費の調査を行い、1エーカーあたりの平均耕作費は17.6ルピーとした(表1aの④)。この耕作費には、小作人とその家族の労働を賃金に換算した額も含まれている点がポイントである。スウィッシンバンクが調査した小作人の耕地の多くはR4であったと記されているが、表ではこの耕作費が全ての土地階級に当てはめられている⁴⁴⁾。またこの表では小作の規模は考慮されていないが、耕作費が土地等級や規模にかかわらず一定であるかは疑問である。

公正な小作料は、こうして求めた耕作費を粗生産額から差し引いた純生産額の3分の2を基準として提案された。基準が3分の2である理由は書かれていないが、報告書には「純生産額の3分の2を超える小作料は正当化するのが難しい」とだけ記されている。考えられる根拠は、地税の基準が理論的には純生産額の2分の1であったことである⁴⁵⁾。これをカバーするのに必要な小作料となると3分の2は必要である。それゆえにR2の土地に関しては、純生産額の3分の2ではなく、これに2分の1バスケットを加えた5と2分の1バスケットが公正な小作料として提案されたと推測される(表1aの⑦のR2)。なぜならこの等級の土地の純生産額の3分の2は、調査時には3ルピー6アンナ(表1aの⑥)であり、この土地の地税の3ルピー12アンナに満たなかったからである。さらに問題であったのは、収量の低いR3やR4の土地の小作料であった。これらの土地では耕作費を差し引いた時点でほとんど利益は残らず、その3分の2はさらに低いものとなった。ゆえにこれについては、公正な小作料を地税と同額にしたとはっきり書かれている⁴⁶⁾。

以上のようにして提案された公正な小作料は、参考資料表1aの村落区ではR1の土地で従来の小作料の3分の2、R2で半分、R3で約3分の1、R4は3分の1以下となった。しかしスウィッシンバンクの観察では、多くの小作人は提案したよりも少ない小作料の減額で満足するようであった⁴⁷⁾。なおバセイン県で実施された調査報告では、この村落区の現行の小作料は、純生産額の3分の2に近い額であったので、提案された公正な小作料は元の小作料とはそれほどかけ離れたものにはならなかった(参考資料表4a)。

この小作料を納めた後の小作人の所得を推計したのが参考資料各表のbである。この村落区には約50人の小作人がおり、スイッチンバンクは28エーカーの小作人を典型的な規模として選択した。表を見る限り、表1aの数値をそのまま利用して、推計しただけである。その他の所得（表1bの⑧）が何であるかは書かれていない。

以上、公正な小作料の調査報告書の表から読み取れることをまとめると、調査は仮定に基づく推計であったということである。この方法であれば、申し立て数が多くても処理は可能であるが、個別の申し立てに対する調査としては適切な方法ではなく、次節で見る結果を生み出した。

5. 高等法院による税務官の決定の棄却と小作令の布告

高等法院の判決

こうして決定された小作料は地主にとって不本意であり、訴えが続出した⁴⁸⁾。これに対して1940年2月初旬、高等法院（High Court）は税務官によってなされた公正な小作料の決定は、個別調査に基づいていないので小作法に則っていないとして、これを棄却した⁴⁹⁾。

これを受けて政府は、1940年2月6日の官報で「小作法、高等法院の判決の影響」と題する次のコメントを発表した。「他の税務官による決定も、同じ実施説明書に従って行われているので、無効になる可能性はある。しかしそれにもかかわらず、他の決定については高等法院によって棄却されるまでは有効である。そして感情を害している当事者は、今後も小作法を頼るしかないだろう。そしてまた高等法院によって棄却されるかもしれない。その結果、地主と小作人の間に紛争と混乱がさらに生み出されるだろう」というものである⁵⁰⁾。政府のコメントは司法の判断を尊重したとも言えるが、非常に弱気でどこか他人事であった⁵¹⁾。

さらに政府は、このコメントの後段で「友好的な調停」（amicable settlement）を勧めた。これは地主と小作人の双方に対する助言で、今年度の小作料については、地主は小作人が支払える小作料にするよう努め、小作人はそのような小作料は支払えという内容であった。そして「友好的な調停」という語は、以下で見るようにその後のキーワードとなった⁵²⁾。

結局、1940年3月5日には、この問題の調査と1938年小作法の改正を求める決議が議会に提出された。議会では、税務官が判断した公正な小作料は非常に低くなる傾向にあり、地稅さえ満たさない場合もあることが取り上げられた。またこの判決以降、地主たちもこれを頼りに、税務官による公正な小作料の決定を待たずに、小作人に過大な小作料を請求しているという問題も議会では訴えられた⁵³⁾。

小作令の布告

議会の決議により小作法問題の調査委員会が立ち上げられた。委員会は、政府はこの状況に対処し、地主と小作人の間の緊張関係を取り除くための政令を発令すべきと勧告する中間報告を提出し、

政令も起草した⁵⁴⁾。この勧告を受け、総督の責任事項として1940年4月9日に公布されたのが小作令 (Tenancy Ordinance, 1940, 正式名称は Ordinance No.6 of 1940) であった。この小作令によって、税務官と小作料査定官によるこれまでの公正な小作料の決定は破棄することが定められた (3条)⁵⁵⁾。

ただし政府の公式発表によれば、これはあくまで実際に訴訟が頻発している現状を緩和するための一時的な措置であった。政府は1938年小作法の精神、原則から離れることは意図しておらず、小作人は公正な小作料以上を支払う必要はないことを強調した⁵⁶⁾。実際、小作令の4条、5条、6条には小作法を踏襲する規定が設けられた。特に注目される条文を訳出すると以下である⁵⁷⁾。

2条 本政令における定義

- (1) 「法」とは1938年小作法を意味する
- (2) 不履行者 (defaulter) とは
 - (a) 地主またはその代理人に、小作料査定官もしくは税務官によって決定された1939/40年度の「公正な小作料」を支払っていない小作人、もしくは
 - (b) 収穫に対する第二請求権を形成する地主からの借入れ金を返済していない小作人、もしくは
 - (c) 小作料査定官もしくは税務官によって「公正な小作料」がまだ決定されていない小作人については、同様の土地について既に定められた公正な小作料に照らして、小作人自身が公正と見なす小作料を地主またはその代理人に支払っていない小作人

3条 小作法18条の規定にもかかわらず、本政令の規定に基づき、

- (1) 本政令の施行以前に、小作法の下で小作料査定官もしくは税務官によって言い渡された公正な小作料の決定についての命令および
- (2) 本政令の施行以前に、公正な小作料を決定した全ての命令は、これによって破棄する。

4条 小作法におけるいかなる反する規定にもかかわらず、本政令4条に基づき、

- (1) 小作法施行以降に、地主小作間で小作について結ばれたいかなる合意、取り決め、もしくは友好的な調停は拘束力を有す。
- (2) そのような合意、取り決め、もしくは友好的な調停によって定められた小作料は公正な小作料と見なす。
- (3) 小作法または本政令の下で、そのような合意、取り決め、もしくは友好的な調停を侵害することは行われてはならない。

5条 小作法におけるいかなる反する規定にもかかわらず、本政令4条に基づき、不履行者ではない全ての小作人は1940/41年度も、以下の条件で小作を継続する権利を有する。

- (1) 地主は小作法の28条から32条に従って、小作契約の更新を拒否できない。
- (2) 小作人は、小作の継続を希望する意志を1940年4月30日までに、文書で地主またはその代理人に知らせる。

(3) 小作人は、地主またはその代理人に、1940/41年度の小作のために、後に税務官または小作料査定官によって定められるであろう公正な小作料を支払う旨を記した誓約書(undertaking)を書いて渡す。

(4) 小作人はさらに、地主またはその代理人に、1939/40年度に支払った小作料が後に定められる公正な小作料よりも少なければ、その差額を1940/41年度の収穫時に支払う旨を記した誓約書を書いて渡す。

6条 (1) 本政令5条の下で小作人が地主に小作契約の継続意志を伝えた場合、地主も小作人も1940年5月15日までに税務官に公正な小作料の決定を申し立てられる。

(2) (3) (4) (5) 略。

7条 本政令4条の規定に基づき、1939/40年度の小作について、小作人が地主に既に支払った小作料が、本政令6条(1)の下でなされた申請によって、税務官が後に決定する公正な小作料を超過していた場合、小作人は超過分の返還を受ける資格がある。

8条 その他の法律に含まれるいかなる規定にもかかわらず、1939/40年度の小作料の滞納に対する回復を求める訴訟は認められず、そのような滞納の回復を認める判決は、本政令5条の必要条件に従っている小作人に対して執行されない(誓約書がある場合を除く)。

要するに政府は、1940年度の作付け時期が迫る中で、1939年度の公正な小作料問題をペンディングにし、当該年度の小作契約を速やかに締結させようとしたのである。実際、政府発表および政府高官から地方行政に宛てた書簡でも、小作令の意図は友好的な取り決めを促進するための最大限可能な方法を与えることであり、政府は融和的(conciliatory)な雰囲気が肝心と確信していると説明された⁵⁸⁾。地方の県知事が住民に向けてこの小作令の説明をしたビルマ語の文書でも、特に注意することとして「地主と小作人がこのように役所で互いに訴えあうことは、慈悲の心を破壊し、互いの利益を損なうことである。総督と共に小作料調査委員会(原文のママ)が勧めた基本の目標通り、地主と小作人は以前のように慈悲の心をもって、互いに怒りや憎しみを鎮めて小作料を決定することを心より謹んで勧める」と書かれた⁵⁹⁾。

逆に言えば、これを強調しなければならぬほど、この時期の地主小作関係は小作法によってさらに悪化していたと言える。そのため政府は、前年度の公正な小作料についての決定を反故にし、新たな方針も未定にもかかわらず、またしても同じ規定を設け、地主と小作人の双方を懐柔しようとしたのである。

しかしこの小作令は、例えば不履行者の定義(2条(2)a)からして、その次の条項で破棄する「税務官が決定した公正な小作料」を支払っていない者という一読する限りでは矛盾と思える条項を含むものであり、実務を担う地方の行政官からも解釈について多くの疑問が出された。そこで政府はよくある質問についてはQ&Aとしてまとめ、関係する役所に配布した。これによれば、「再び公正な小作料の決定をするのか」、「まだ未処理の申し立てはどう扱うのか」といった質問に対し

ては、「1939年度の公正な小作料の決定命令は破棄されたが、小作人からの申し立て自体はまだ生きていて、決定を待っている状態である、しかしその決定方法は現在改定中であるので、税務官がこれを行うことは認められない」との解答がなされた⁶⁰⁾。

結局、この小作令は政府の意図とは逆の効果をもたらした。法令の公布後、多くの地主が小作法31条に基づき休閑地とすることを盾に、小作契約の更新を拒否していると政府に伝えられた。原因は、未払いの小作料の回復請求を認めないという小作令8条の規定にあった。地主による小作契約更新の拒否は、1939/40年度の未納の小作料を回復できないことへの報復であると言われた⁶¹⁾。小作人には小作法および小作令によって、小作継続の権利が認められていたが、この規定は小作の継続意志を文書で伝えることを求めており（小作法24条（1）、小作令5条（2））、教育水準が高くなく、文書での通知を行う習慣がない大部分の小作人にこれらが厳格に適用された場合、小作人の小作を継続する希望は認められず、騒動が起こるだろうと現場に近い役人は見ていた⁶²⁾。

このような経緯があり、1940/41年度に出された申し立ては、公正な小作料の決定についてではなく、小作契約の継続についてが大部分であった。1940年6月1日の時点で、ミャウンミャー県では小作契約の継続に関する申し立ては935件であったのに対し、公正な小作料の決定に関してはわずか193件であった⁶³⁾。その処理状況と他県の申請状況は表1である。処理された申し立てのうちの3分の1ほどは、友好的調停によるものであった。友好的調停がどのようになされたのかは書かれていないので不明であるが、おそらく村長や住民裁定者のような人物が仲介し、契約の更新にこぎつけたと思われる。ただしプローム県の申し立て状況についての報告では、友好的調停についての言及はなく「取り下げ」という扱いになっている。またその件数も少なく、未処理が圧倒的に多い⁶⁴⁾。しかし本来であれば稲の作付けは開始している時期なので、この申し立ての処理は大変急がれ、ほぼ全ての申し立てに対して7月6日には税務官による命令が下された⁶⁵⁾。結果は書かれていないが、小作令に従えば前年度の小作料の支払い不履行者でない限り、小作人の希望は認められたはずである。

6. 1938年小作法の改正と第二次小作令

改正小作法

こうした状況の中で、小作法問題の調査委員会は1940年9月23日、1938年小作法の改正案を公開した。改正案は小作法で問題となった条項を変更し、これに上述の小作令を組み込んだものであった。主要な変更点の第一は、法律の適用を50エーカー以下の小作人に制限したことであった（2条）。これは公正な小作料の申し立て数を制限することが目的であった。第二に、公正な小作料は、税務官の許容量を超えた申し立て数があった場合、または税務官が公正な小作料を決定する時間がない場合には、総督が後に通知（notification）によって述べる粗生産量の一定の割合としたことであった（14条（1）（2））⁶⁶⁾。つまり小作人とその家族の生活が保障されるという元来の公正な

表 1a. ミャウンミャー県における小作の継続についての申し立ての処理状況 (1940年6月1日)

町区	処理済		未解決	合計
	友好的調停	税務官による命令		
ミャウンミャー	36	81	50	167
ラブッタ	3	16	50	69
エインメ	48	112	25	185
ワケマ	24	48	57	129
モーラミャインヂェン	16	118	251	385
合計	127	375	433	935

出所：Application for reoccupation of tenancies, 1/15 (C) Acc.679, f.35.

表 1b. プローム県における小作の継続についての申し立ての処理状況 (1940年5月25日)

町区	処理済		未解決	合計
	取り下げ	税務官による命令		
プローム	3	69	171	243
パウッカウン	0	24	364	388
ターゴン	65	138	695	898
パウンデー	95	113	743	951
シュエダウン	0	25	48	73
バダウン	0	39	106	145
合計	163	408	2,127	2,698

出所：Statement showing the progress in the disposal of application for renewal of tenancy leases in the Prome District for the week ending the 25th May 1940, 1/15 (C) Acc.679, f.44 より作成。

小作料概念は退けられた。もっともこれに対しては現場の役人からも、政府が法律の条項を運用できないと認めているようなものである。この条項は削除すべきであるとの意見も出された⁶⁷⁾。

他にも、小作法の改正案に対しては地方の行政官からは、小作人の望みは、小作を更新する権利の確保であるという意見も出された。彼らは「毎年、契約を更新できる」と「3年以上連続して同じ土地を耕作した小作人は、税務官によって定められた公正な小作料の支払いに失敗したという証明なしに追い出されない」という文言の挿入を望んでいると伝えられた⁶⁸⁾。

またチェッティヤー協会、地主団体、農民（小作人）団体の地方支部も意見書を提出した。チェッティヤー協会のワケマ支部は、改正案は高等法院の判決に対する法の抜け道を作ろうとしたものであり、目的は民事法廷の更なる介入を防ぐことであるという厳しい見解を述べた。そして法案にはまだ施行の障害になる問題が残されており、更なる混乱を呼ぶだろうと述べた。これに対し、ビルマ人の地主団体は、法案に反対はないとの意見を述べ、16名が連盟で署名した⁶⁹⁾。

一方で、小作人からなる農民団体は大いに不満を表明した。現行の小作法と小作令によって、小

作の継続がかえって難しくなり、非常に困っていると訴えた。なお前二者の意見書は英語でタイプ打ちされた文書であるのに対し、農民団体の意見書は手書きのビルマ語で書かれている⁷⁰⁾。

これらの意見も考慮した最終的な法案は、1941年3月に英領ビルマ議会の下院を通過したが、上院はこの改正を拒否した⁷¹⁾。

第二次小作令

小作法の改正案が出された時期は、1940年度の収穫が始まる直前であった。上述の小作令では、公正な小作料の決定問題はペンディングにされており、これを早急に解決しなければならなかった。そこで改正案が出された約1週間後に第二次小作令 (the Second Tenancy Ordinance, 1940, 正式名称 Ordinance No.11 of 1940) が公布された。内容は、小作法の改正案と同様、公正な小作料の決定は、総督が後に公布する通知に基づく粗生産量の一定の割合とするというものであった。またこの小作令では、1938年小作法における公正な小作料の決定と関わる13条から19条、および小作契約の継続に関わる23条から32条、その他5つの条項が停止された⁷²⁾。これは事実上の1938年小作法の停止であった。

第二次小作令で、総督が後に通知によって述べるとされた粗生産量の一定の割合は、その年の収穫が既に始まっている1940年12月23日に告知された (表2)。これによれば公正な小作料は、1エーカーあたりの粗生産量に比例して、20バスケット以上の生産量がある土地は0.5%刻みで、それ以下の生産量の土地は1%の累進で定められた。最高の小作料率は1エーカーあたりの粗生産量が60バスケットの土地に対する43%であり、最低は1エーカーあたりの粗生産量が15バスケットの土地に対する18%であった⁷³⁾。生産量に応じて一定の割合を累進的に小作料とする考え方は、1960年代にネーウィン政権下で確立した供出制度と類似したものであった。

7. 結びにかえて

本稿では、1938年小作法の内容および施行のされ方とその後の対応を検討した。ここで明らかにされたことを要約し、はじめに挙げた問いに答えると以下である。

1938年小作法は、「それを支払っても小作人とその家族が暮らせる」と定義される公正な小作料という概念を設定し、これを支払う限り小作人は小作契約を継続できると定めた法であった。また小作人に対して公正な小作料決定の申し立て、および小作契約継続の申し立てを行う権利を与えた。しかし実際の公正な小作料の決定は、小作人の生活を考慮したものではなく、地租査定と同様の方法で、かつ地租査定調査で得られた数値や住民裁定者の証言を利用しながら、個別にはなく包括的に行われ、小作料調査は仮定に基づく推計に過ぎなかった。また公正な小作料の決定には、小作料収入によって地主が地税を支払うことも強く考慮された。地税に配慮することは、小作法を提案した土地・農業委員会以来、政府の一貫した姿勢であった。

表2. 総督が定めた粗生産量に対する小作料の割合

1 エーカーあたりの粗生産量	小作料の割合
バスケット	%
60 以上	43.00
59	42.50
58	42.00
57	41.50
56	41.00
55	40.50
54	40.00
53	39.50
52	38.50
51	38.00
50	37.50
49	37.00
48	36.50
47	36.00
46	35.50
45	35.00
44	34.50
43	34.00
42	33.50
41	33.00
40	32.50
39	32.00
38	31.50
37	31.00
36	30.50
35	30.00
34	29.50
33	29.00
32	28.50
31	28.00
30	27.50
29	27.00
28	26.50
27	26.00
26	25.50
25	25.00
24	24.50
23	24.00
22	23.50
21	23.00
20	22.00
19	21.00
18	20.00
17	19.00
16	18.00
15 以下	18.00

出所：Department of Lands and Revenue, Land Revenue Branch,
 Notifications, Rangoon, the 23rd December 1940, 1/15 (C)
 Acc.2306, Burma Tenancy Ordinance 1943, f.41.

公正な小作料の決定は、このような調査方法に基づいて行われたために、高等法院は税務官によってなされた小作料の決定を棄却した。この判決は、政府が小作法を放棄せざるを得なくなる決定打となった。その後、政府は「友好的な調停」によって何とか小作契約を結ばせ、耕作を行わせようとする一方で、二回の小作令を出し、最終的には小作法を事実上、停止した。そして小作料は総督が定めた粗生産量の一定の割合とすることを定めた。小作法によって既に、地主は小作料を決定し、小作人を選ぶ権利は制限されていたが、第二次小作令によって、小作料の決定権は完全になくなった。

既存の研究でも小作法が制定されたことは触れられているが、その内容や施行方法は明らかにされていない。またその後には公布された二回の小作令については言及されてこなかった。これを行ったことが本稿の既存の研究に対する貢献である。

本稿に残された今後の課題の一つは、1938年小作法、小作令が制定された当時の地主と小作人の関係がどのようになっていたのかを明らかにすることである。1930年代の農民反乱はビルマ史の中でも比較的研究の蓄積が厚いテーマであるが、反英闘争や民族間紛争といった視点からの研究が多く、階級闘争としては扱われてこなかった。しかし本稿の検討からは、この側面も重要であったと思われる。さらに小作人の政治への関与の仕方も明らかにする必要がある。なぜなら一般的な小作人が小作法を利用して申し立てを行うことは難しかったと考えられ、何らかの政治的なアクションがあったと思われるからである。

またもう一つの課題は、事実上停止されたとはいえ存在はしていた小作法やその後には公布された小作令が1942年以降の日本の占領下を経て、第二次世界大戦後に出された1946年小作法や社会主義時代の小作法にどうつながっていったのかを明らかにすることである。

[本稿は平成25年度～27年度科学研究費基盤研究(C)(課題番号253804420001)の助成を受けた成果の一部である。]

【注】

- 1) 例えば反乱に立ち上がる東南アジアの農民の経済的心性を描いたジェームス・スコットは、事例として植民地時代の下ビルマの小作を取り上げており、その過酷さはビルマ史を超えて知られている。Scott, James C., *The Moral Economy of the Peasant: Rebellion and Subsistence in Southeast Asia*, New Haven: Yale University Press, 1976, pp. 68–76, 149–156 (高橋彰訳『モラル・エコノミー東南アジアの農民反乱と生存維持』勁草書房、1999、84–93頁、173–180頁)。
- 2) Furnivall, J. S., *An Introduction to the Political Economy of Burma*, Rangoon: BurmaBook Culb, 1931; 3rd edn, Rangoon: Peoples' Literature Committee and House, 1957, pp.65–70. 下ビルマの小作制度が現物の定額制であった理由を明確に指摘した研究はないが、商業的稲作地帯であったことが関係していると思われる。

- 3) *Report of the Land and Agriculture Committee*, Rangoon: Supdt, Governmrnt Printing and Stationery, Burma, 1938, pp.2-6.
- 4) Andrus, J. Russell, *Burmese Economic Life*, Stanford: Stanford University Press, 1948, pp.80-82; Cady, John F., *A History of Modern Burma*, Ithaca: Cornell University Press, 1958, pp.390-391, 404-407; Cheng Siok Hwa, *The Rice Industry of Burma 1852-1940*, Kuala Lumpur: University of Malaya Press, 1968, pp.151-156, 166-170; Brown, Ian, *Burma's Economy in the Twentieth Century*, Cambridge: Cambridge University Press, 2013, p.74.
- 5) Andrus, *op.cit.*, pp.81-82; Cady, *op.cit.*, p.404; Cheng, *op.cit.*, p.170; Brown, *op.cit.*, p.74. 同時に提案された3つの法案の中でも農地に関する他の2つの法案は成立が1941年と遅れ、成立直後にビルマは日本の占領下に入ったため施行されることがなかったとされている。
- 6) ネーウィン政権下の供出制度については、高橋昭雄『ビルマ・デルタの米作村』アジア経済研究所、1992年、85-87頁、斉藤照子「ビルマの粗米供出制度と農家経済—チュンガレー村の事例」『アジア経済』20(6)、アジア経済研究所、1979年、4-5頁、26頁。
- 7) 藤田幸一・岡本郁子「開放経済移行下のミャンマー農業」藤田幸一編『ミャンマー移行経済の変容』アジア経済研究所、2005年、170、180頁。
- 8) ミャンマー国立公文書館に他の県の文書は移管されておらず、どのような経緯でピャーボン県の文書だけが移管されたのかは不明である。
- 9) Cheng, *op.cit.*, Appendix IIB, p.244.
- 10) Adas, *op.cit.*, p.59, 128.
- 11) Furnivall, *op.cit.*, p.64. 地域別のホールディングの規模についてのまとまった記述はないが、筆者が参照したマウービン県の土地課税台帳では平均的なホールディングの面積は、20エーカーから40エーカーであり、中には40エーカー以上のホールディングも見られた(Mizuno, Asuka, "Identifying the 'agriculturists' in the Burma Delta in the colonial period: A new perspective on agriculturists based on a village tract's registers of holdings from the 1890s to the 1920s," *Journal of Southeast Asian Studies*, Vol. 42, Issue 3, p.419.)。
- 12) Couper, Thomas, *Report of Inquiry into the Condition of Agricultural Tenants and Labours*, Rangoon: Government Printing and Stationary, 1924, Appendix I, pp.63-64. ただし同じ県内でも小作地の割合は地域により、多様である。
- 13) Adas, *op.cit.*, pp.65-67, 72-73.
- 14) 斉藤照子「ビルマにおける米輸出経済の発展」加納啓良編『岩波講座 東南アジア史6』岩波書店、2001年、159頁。
- 15) Adas, *op.cit.*, pp.76-77.
- 16) Cheng, *op.cit.*, Appendix IIB, p.157.
- 17) Adas, *op.cit.*, p.148.
- 18) Furnivall, *op.cit.*, pp.65-69.
- 19) Scott, *op.cit.*, pp. 68-76, (高橋訳、前掲書、84-93頁)。
- 20) Adas, *op.cit.*, p.149.
- 21) Mizuno, *op.cit.*, pp. 425-426.
- 22) 土地・農業委員会の報告の分析は別の論文で準備中である。
- 23) *Report of the Land and Agriculture Committee*, pp.8-9. 「公正な小作料」という概念自体は20世紀初頭の自作法案でも提示され検討されてきたが、その内容は小作料の絶対的な水準が当時の感覚で妥当であ

るかどうかであった (*loc.cit.*)。

- 24) 小作人とその家族が小作料を支払っても生活できるかどうかは、耕作面積や世帯規模にもよるし、何よりも米価による。また生活費は水田経営以外の副業からの収入によって補うことも可能である。それゆえに、小作人の生活を保障するという考え方は、安定的な米価を保障する米の流通制度の構築や適正規模 (economic holding) 農家の創出、副業の提供といった農村経済全体の改革を必要とするものであった。
- 25) *Report of the Land and Agriculture Committee*, pp.16-17.
- 26) *Report of the Land Legislation Committee 1938*, Rangoon: Government Printing and Stationary, 1938, pp.11-16.
- 27) Burma Legislature, Proceedings of the First House of Representatives (以下 HRP と略), 5th Session February, Vol. V (India Office Record V/9/4093, 以下史料番号のみ記載) pp. 1518-1524.
- 28) Cady, *op.cit.*, pp.393-396.
- 29) HRP (V/9/4093), p.1522.
- 30) HRP (V/9/4093), p.1530.
- 31) *Report of the Land and Agriculture Committee*, p.16.
- 32) The letter No.923-929/3A-2/1936-39, from K. W. Foster, Secretary to the Financial Commissioner, Burma to All Commissioners of Divisions, dated the 22nd July 1939, 1/15 (D) Acc. 5870, Tenancy Statistic and rent settlement, f.47: Myanmar National Archive Department (以下 NAD と略記)。
- 33) Department of Lands and Revenue, Land Revenue Branch, Notification, Rangoon, the 27th June 1939, 1/15 (D) Acc.. 5870, f.22. なおチョーキンは同時期に他地域で地租査定改正を実施中であった。なおお名前から判断すると、チョーキンはビルマ人であり、C. ポーアウンはカレン人、ベルはイギリス人である。
- 34) Demi Official letter No.68/70/3A-2/1936-39, dated the 3rd June 1939, from the Financial Commissioner, Burma to the Commissioners of Irrawaddy Division, Bassein 1/15 (D) Acc. 5870, f.2. 申し立ての受付当初は、小作人が自分の小作地の場所を土地課税台帳上の登録番号で説明できず、小作地を確定できないなどの問題が起り、後に申し立て書の様式が定められるということも見られた。なお1939年7月2日に出された政府広報では、小作人の集団による申し立ても認められた。
- 35) The letter No.315-316/3A-2/1936-39, dated the 13th June 1939, from K. W. Foster, Secretary to the Financial Commissioner, Burma to the Commissioners of Irrawaddy Division, 1/15 (D) Acc. 5870, f.7. ここでは土地記録局は小作についての情報を何も持っていないとされているが、1920年代までの毎年更新されていた土地課税台帳には小作人の名前と小作料も記載されていたし、1933/34年度と1934/35年度に作成された小作台帳 (Statistical Register of Tenants) を筆者はマウービン県の土地記録局の倉庫で確認している。
- 36) Instructions for determining Fair Rents under Section 13, Tenancy Act (Provisional), 1/15 (D) Acc. 5870, f.101. 「クウィン」とは、第一次英緬戦争によって獲得したテナセリウムにおいて1840年代用いられていた課税の単位で、当時は同率の地租額を課す範囲として使われていた。しかし1870年代以降に正式な地租査定が行われるようになってからは、三角測量のために最初に区切る1平方マイル程度の平面を表す言葉として使用されるようになった。地租査定の地図はクウィンごとに作成され、「クウィン・マップ」と呼ばれた。クウィン・マップは詳細な農地の位置を示した地図として現在でも使用されている。また算定区とは、土地の生産力や交通の便を考慮して区切った地租を算定するための範囲であり、村落区などの行政上の単位とは異なるものである。また地租測量官とは、地租査定によって作成された土地課税台帳や地租算定簿の毎年更新を行う土地記録局の役人である (Report of the Committee

Appointed to Examine the Land Revenue System of Burma, Rangoon: Government Printing and Stationary, 1928, p.13, 17, 53)。

- 37) The letter No.593-594/3A-2/1936-39, dated the 12th July 1939, from K. W. Foster, Secretary to the Financial Commissioner, Burma to the Commissioners of Irrawaddy Division; Instruction for Rent Settlement Officers (typescript) 1/15 (D) Acc. 5870, ff.33-41. スウィッシンバンクは親ビルマ的なICSとしてよく知られたOxbridgeのICSである。彼はフェビアン協会の会員であったとされている(Pham, Julie, "J.S. Furnivall and Fabianism: Reinterpreting the 'Plural Society' in Burma," *Modern Asian Studies*, 39, 2, 2005, p.327.)。
- 38) 1/15 (D) Acc. 5870, f.49.
- 39) Instructions for determining Fair Rents under Section 13, Tenancy Act (Provisional), 1/15 (D) Acc. 5870, ff.101-102.
- 40) *Ibid.*, f.102.
- 41) *Ibid.*, ff.103-104.
- 42) The letter No.593-594/3A-2/1936-39, dated the 12th July 1939, from K. W. Foster, Secretary to the Financial Commissioner, Burma to the Commissioners of Irrawaddy Division; Instruction for Rent Settlement Officers (typescript) 1/15 (D) Acc. 5870, f.33.
- 43) Report on Rent Settlement of Kamaba Village-tract, Kungyangon Township, Hanthawaddy District, 1/15 (D) Acc. 5870, f.87.
- 44) *Loc.cit.*,
- 45) Furnivall, *op. cit.*, p.215. 2分の1という基準はリカードの地代理論に基づくもので、イギリスにとって「文明の統治」の証とも言うべき理論的根拠であった。これについては松井透『イギリス支配とインド社会：19世紀前半北インド史の一研究』東京大学出版会、1987、14-22頁参照。
- 46) The letter No.1010-1011/3A-2/1936-39, dated the 31st August 1939, from K. W. Foster, Secretary to the Financial Commissioner, Burma to the Commissioners of Irrawaddy, Tenasserim Division, 1/15 (D) Acc. 5870, f.80. ただし公正な小作料を地税と同額としたことについて、財務長官はこの匙加減が小作料決定の足かせになることは望まないという見解を述べた。
- 47) *Ibid.*, f.80. なおこの村落区の「以前の小作料」(表の⑧)の原語を正確に訳すと「近年の削減以前に支払われていたおおよその小作料」である。調査地の付近では、近年に騒動が起り、1939年から小作料が下げられた(*Ibid.*, f.82)。
- 48) ミャウンミャー県で保管されていた文書には、印紙を貼ったミャンマー語手書きの訴状のコピーも複数挟まれているが、訴えの根拠は基本的には「決定に不満である」というものである(1/15(C)Acc.675, Tenancy Act 1939, NAD, f.285, 288, 290)。
- 49) Cutting from the Rangoon Gazette of 6th February 1940, 1/15 (C) Acc.675, f.270.
- 50) Press Communique No.510, dates the 9th April 1940, 1/15 (C) Acc.675, f.279.
- 51) このコメントに対して、全ビルマ耕作者連盟の代表であり、ビルマ社会党の創始者であるタキン・ミャは議会において、政府の弱気なコメントが地主に利用されて更なる訴訟を生み出していると批判し、政府に枢密院(Privy Council)に上告するよう諫言した(HRP, 7th Session February-March, Vol. VII (V/9/4096), p.744.)。
- 52) *Loc.cit.*
- 53) HRP, 7th Session February-March, Vol. VII (V/9/4096), p.740, 748.
- 54) Press Communique No.510, dates the 9th April 1940, 1/15 (C) Acc.675, f.279.

- 55) The Burma Gazette, Rangoon, April 9, 1940, 1/15 (C) Acc.678, Orders and Instructions issued under Tenancy Act 1939, f.3. なお政令は、ビルマ統治法の41条が定める重要な治安維持に関する総督の責任事項として、議会を経ずに出された。
- 56) Press Communique No.510, dates the 9th April 1940, 1/15 (C) Acc.675, ff.279–280.
- 57) The Burma Gazette, Rangoon, April 9, 1940, 1/15 (C) Acc.678, Orders and Instructions issued under Tenancy Act 1939, ff.2–3.
- 58) Press Communique, No.118H40 letter. Government of Burma, Dept. of Lands and Revenue, from H. G. Baker, Esq., Secretary to the Deputy Commissioner, Myaungmya District, 1/15 (C) Acc.678, f.7.
- 59) 「総督が定めた小作令についての最小限の説明」(*Bayinhkan mingyi atepyu thaw thisa upadeameindaw ko anenge shinlin pawpya chet*)、ヒンタダー県知事マウン・ティン 1/15 (C) Acc.679, Tenancy Ordinance, 1940, NAD, f.3. なおここで述べられている小作料調査委員会が何を指しているのか不明である。公正な小作料が調査される際、村落区内ではそのような組織が作られた可能性もあり、これを明らかにすることは今後の課題とする。
- 60) No.118H40 letter. Government of Burma, Dept. of Lands and Revenue, from H. G. Baker, Esq., Secretary to the Deputy Commissioner, Myaungmya District, 1/15 (C) Acc.678, ff.5–10.
- 61) Copy of letter No.590/C.XIV–60, dated 14th May 1940 from the Commissioner of the Pegu Division to the Secretary to the Government of Burma, Dept. of Lands and Revenue, 1/15 (C) Acc.678, Orders and Instructions issued under Tenancy Act 1939, ff.28–29. ここで言及されたのは特にタラワディ県のパンスウエの地主であった。タラワディはサヤー・サン反乱の発祥の地である。
- 62) Revenue Department No.2198/ I.T.A., Dated 20th May 1940, from the Subdivisional Officer, Myaungmya to the Township Officer, Myaungmya, Einme and Labutta, 1/15 (C) Acc.679, f.8.
- 63) Application for reoccupation of tenancies, 1/15 (C) Acc.679, f.35.
- 64) Statement showing the progress in the disposal of application for renewal of tenancy leases in the Prome District for the week ending the 25th May 1940, 1/15 (C) Acc.679, f.44.
- 65) Statement showing the progress in the disposal of application for renewal of tenancy leases in the Myaungmya District for the week ending the 6th June 1940, 1/15 (C) Acc.679, f.65.
- 66) The Tenancy Bill, 1940, 1/15 (C) Acc.680, f.3, 5.
- 67) Revenue Dept. Letter, No.4588/ I, dated 1st Nov., 1940, from the Subdivisional Officer, Myaungmya to the Deputy Commissioner, Myaungmya, 1/15 (C) Acc.680, f.40.
- 68) Revenue Dept. Letter, No.1814/ I, dated 28th Oct., 1940, from the Township Officer, Einme to the Deputy Commissioner, Myaungmya, 1/15 (C) Acc.680, ff.46–47.
- 69) Myaungmya, 1/15 (C) Acc.680, ff.50–52. 施行の障害になる問題としてチェッティヤー協会が挙げたのは、例えば小作人の定義の不備である。何の農具も持たずに、耕作に際してはほぼ地主の世話になっている農業労働者に近い者もいること等が指摘された。
- 70) Myaungmya, 1/15 (C) Acc.680, f.52. ただし文書の作成場所はヤンゴンであるし、字体からは、書いた人物は職業的な書記であったと思われる。また文書には、モーラミヤインチュン町区の「町区全体が関係する農民団体」(*myone loung sainya leyjama apwekyout gyi*) という文字入りで、農民が牛を使用して耕作する絵のスタンプが押されているが、この団体の性格は分からない。
- 71) Cady, *op.cit.*, p.404.
- 72) Ordinance No.11 of 1940, 1/15 (C) Acc.2306, Burma Tenancy Ordinance 1943, ff.32–33. この小作令は小作法の改定案も取り入れた全29条からなる法令としては長いものであった。

- 73) Department of Lands and Revenue, Land Revenue Branch, Notifications, Rangoon, the 23rd December 1940, 1/15 (C) Acc.2306, f.41.

参考文献

一次資料

未公刊文書

ビルマ国立公文書館 (National Archive Department, NAD)

1/15 (C) Acc.675, Tenancy Act 1939

1/15 (C) Acc.678, Orders and Instructions issued under Tenancy Act 1939

1/15 (C) Acc.679, Tenancy Ordinance 1940

1/15 (C) Acc.2306, Burma Tenancy Ordinance 1943

1/15 (D) Acc.5870, Tenancy Statistic and rent settlement

公刊史料

Burma Legislature, Proceedings of the First House of Representatives,

5th Session February, Vol.V (India Office Record V/9/4093)

7th Session February–March, Vol. VII (V/9/4096)

Couper, Thomas, *Report of Inquiry into the Condition of Agricultural Tenants and Labours*. Rangoon: Government Printing and Stationary, 1924

Report of the Committee Appointed to Examine the Land Revenue System of Burma. Rangoon: Government Printing and Stationary, 1928

Report of the Land and Agriculture Committee. Rangoon: Supdt, Government Printing and Stationery, Burma, 1938

二次文献

Andrus, J. Russell, *Burmese Economic Life*. Stanford: Stanford University Press, 1948

Brown, Ian, *Burma's Economy in the Twentieth Century*. Cambridge: Cambridge University Press, 2013

Cady, John F., *A History of Modern Burma*, Ithaca: Cornell University Press, 1958

Cheng Siok Hwa, *The Rice Industry of Burma 1852– 1940*. Kuala Lumpur: University of Malaya Press, 1968

Furnivall, J. S., *An Introduction to the Political Economy of Burma*. Rangoon: Burma Book Club, 1931; 3rd edn, Rangoon: Peoples' Literature Committee and House, 1957

Mizuno, Asuka, "Identifying the 'agriculturists' in the Burma Delta in the colonial period: A new perspective on agriculturists based on a village tract's registers of holdings from the 1890s to the 1920s", *Journal of Southeast Asian Studies*, Vol 42, Issue 3

Pham, Julie, "J.S. Furnivall and Fabianism: Reinterpreting the 'Plural Society' in Burma", *Modern Asian Studies*, 39, 2, 2005

Scott, James C., *The Moral Economy of the Peasant: Rebellion and Subsistence in Southeast Asia*. New Haven: Yale University Press, 1976. (高橋彰訳『モラル・エコノミー—東南アジアの農民反乱と生存維持』勁草書房、1999)

■1938年ビルマ小作法はなぜ行き詰まり、どう改正されたのか

斉藤照子「ビルマの籾米供出制度と農家経済—チュンガレー村の事例」『アジア経済』20(6), アジア経済研究所、1979年

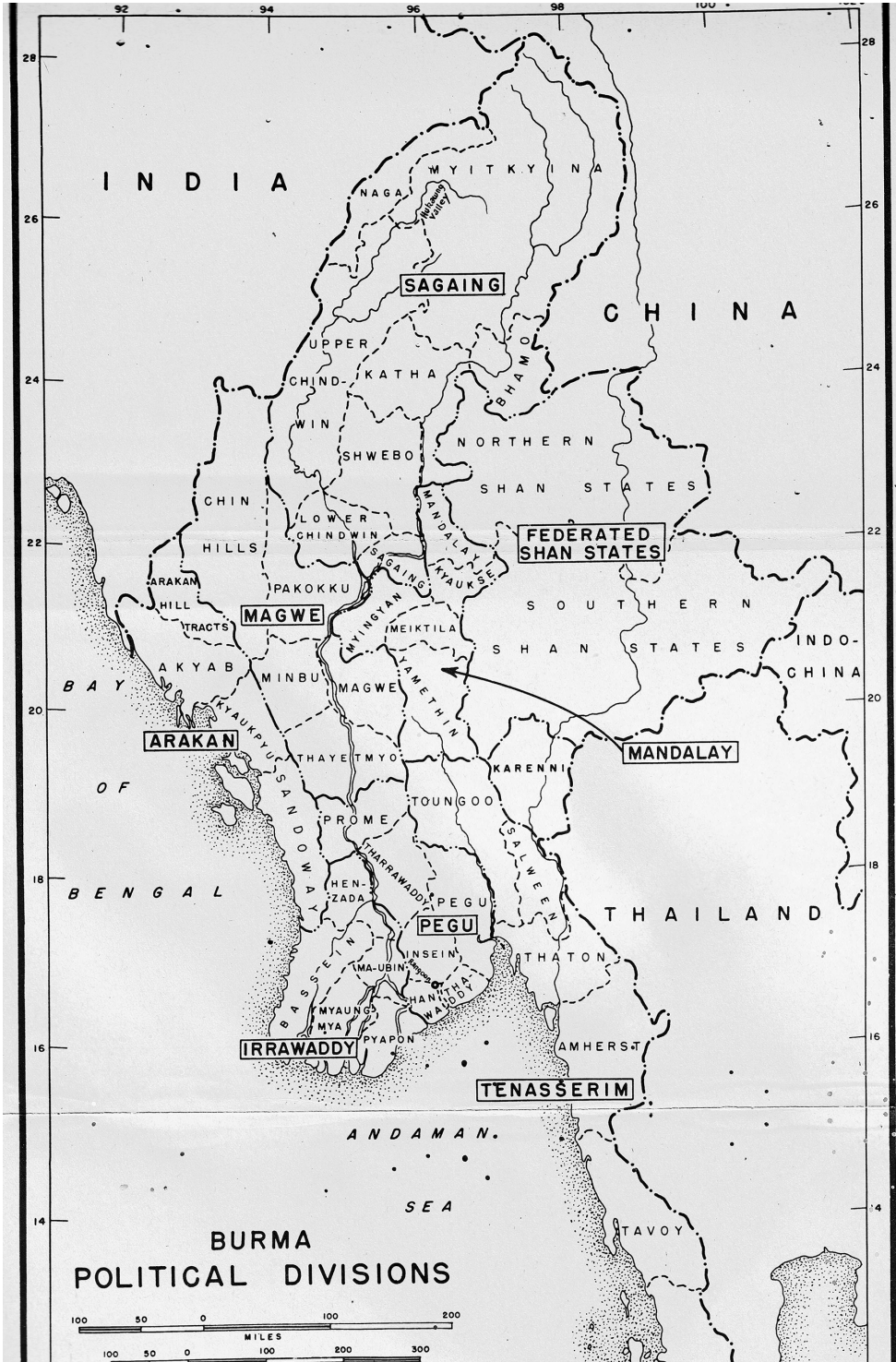
斉藤照子「ビルマにおける米輸出経済の発展」加納啓良編『岩波講座 東南アジア史6』岩波書店、2001年

高橋昭雄『ビルマ・デルタの米作村』アジア経済研究所、1992年

藤田幸一・岡本郁子「開放経済移行下のミャンマー農業」藤田幸一編『ミャンマー移行経済の変容』アジア経済研究所、2005年

松井透『イギリス支配とインド社会：19世紀前半北インド史の一研究』東京大学出版会、1987年

イギリス植民地時代の県 (District)



出所：Andrus, J. Russell, *Burmese Economic Life*, Stanford University Press, 1948.

付表1

公正な小作料の決定 例1. ベグー県、カワ町区、タービュー村落区 (Swithinbank による報告書)

a. 1 エーカーあたりの粗生産量、耕作費、小作料

①	②	③	④	⑤ (③-④)	⑥ (⑤×2/3)		⑦	⑧	⑨	⑩
土地等級	粗生産量	粗生産額	耕作費	純生産額	純生産額の 3分の2		提案する 小作料	以前の 小作料	地租査定時 の小作料	地税
	バスケット	ルピー	ルピー	ルピー	ルピー	バスケット	バスケット	バスケット	ルピー	ルピー/ アンナ
R1	40	28.8	17.6	11.2	7.47	10	10	16	14	5/4
R2	32	23.0	17.6	5.4	3.60	5	5と1/2	10	11	3/12
R3	26	18.7	17.6	1.1	0.70	1	3と1/2	9	8.5	2/8
R4	25	18.0	17.6	0.4	0.26	0.36	2と1/2	9	8	1/8

注：収穫時の籾の価格は100バスケットあたり72ルピーとされた。ここで前回到地租査定が実施されたのは1913/14年であった。バスケットはビルマの籾を測る単位で、1バスケットは約20.8kg (46ポンド)。

出所：Report on Rent Settlement of Thabyu Village-tract, Kawa Township, Pegu District, 1/15 (D) file. 5870, f.82.

b. 典型的小作人の所得 (28 エーカーの小作人を想定)

①	②	③	④ (②-③)		⑤	⑥ (④-⑤)		⑦	⑧	⑨ (⑥+ ⑦+⑧)
土地等級	生産量	小作料	小作料支払い後の 残り		耕作費	耕作費を差引 いた残り		理論的費用 (小作 人と家族の労賃)	その他の 所得	小作人の 総所得
	バス ケット	バス ケット	バスケット	ルピー	ルピー	ルピー		ルピー	ルピー	ルピー
R1	1,120	280	840	605	493	112		114	3	229
R2	896	154	742	534	493	41		114	3	158
R3	728	98	630	454	493	-39		114	3	78
R4	700	70	630	454	493	-39		114	3	78

出所：Ibid., f.83.

付表2

公正な小作料の決定 例2. プローム県、プローム町区、タクッサウツ村落区 (Swithinbank による報告書)

a. 1 エーカーあたりの粗生産量、耕作費、小作料

①	②	③	④	⑤ (③-④)	⑥ (⑤×2/3)		⑦	⑧	⑨	⑩
土地等級	粗生産量	粗生産額	耕作費	純生産額	純生産額の 3分の2		提案する 小作料	現在の 小作料	地租査定時 の小作料	地税
	バスケット	ルピー	ルピー	ルピー	ルピー	バスケット	バスケット	バスケット	ルピー	ルピー/ アンナ
R1	40	29	15	14	9.33	12と3/4	13	19と1/4	9と1/2	2/4
R2	36	26	15	11	7.33	10	10	18と3/4	7	1/8
R3	25	18	15	3	2.00	2と3/4	3	17と3/4	6	0/8

注：籾の価格は100バスケットあたり73ルピー、ここで前回に地租査定が実施されたのは1913/14年。

出所：Report on Rent Settlement of Thakutsauk Village-tract, Prome Township, Prome District, 1/15 (D) file. 5870, f.85.

b. 典型的小作人の所得 (10 エーカーの小作人を想定)

①	②	③	④ (②-③)		⑤	⑥ (④-⑤)	⑦	⑧	⑨ (⑥+⑦+⑧)
土地等級	生産量	小作料	小作料支払い後の 残り		耕作費	耕作費を差引 いた残り	理論的費用 (小作 人と家族の労賃)	その他の 所得	小作人の 総所得
	バス ケット	バス ケット	バスケット	ルピー	ルピー	ルピー	ルピー	ルピー	ルピー
R1	432	141	291	212	162	50	92	39	181
R2	389	108	281	205	162	43	92	39	174
R3	270	32	238	174	162	12	92	39	143

出所：Ibid.

付表3

公正な小作料の決定 例3. ハンターワーディ県、クンジャンゴン町区、カマバ村落区（デーダノー・クウィン）（Swithinbankによる報告書）

a. 1 エーカーあたりの粗生産量、耕作費、小作料

①	②	③	④	⑤ (③-④)	⑥ (⑤×2/3)		⑦	⑧	⑨
土地等級	粗生産量	粗生産額	耕作費	純生産額	純生産額の 3分の2		提案する 小作料	現在の 小作料	地税
	バスケット	ルピー	ルピー	ルピー	ルピー	バスケット	バスケット	バスケット	ルピー/ アンナ
R1	30	22.8	13.5	9.3	6.2	8.2	8	13と1/4	3/4
R2	25	19.0	13.5	5.5	3.70	4.9	5	10	2/0
R3	15	11.4	13.5	-	-	-	1と1/2	4と3/4	1/0

注：籾の価格は100バスケットあたり76ルピー。ここでは前回の地租査定に問題があったとして地租査定の数値は使用しなかった。

出所：Report on Rent Settlement of Kamaba Village-tract, Kungyangon Township, Hanthawaddy District, 1/15 (D) file. 5870, f.87.

b. 典型的小作人の所得（30エーカーの小作人を想定）

①	②	③	④ (②-③)		⑤	⑥ (④-⑤)	⑦	⑧	⑨ (⑥+ ⑦+⑧)
土地等級	生産量	小作料	小作料支払い後の 残り		耕作費	耕作費を差引 いた残り	理論的費用（小作 人と家族の労賃）	その他の 所得	小作人の 総所得
	バス ケット	バス ケット	バスケット	ルピー	ルピー	ルピー	ルピー	ルピー	ルピー
R1	900	240	660	502	405	97	121	-	218
R2	750	150	600	456	405	51	121	-	172
R3	450	45	405	308	405	-97	121	-	24

出所：Ibid.

附表4

公正な小作料の決定 例4. バセイン県、バセイン町区、チェーンチャウン村落区

a. 1 エーカーあたりの粗生産量、耕作費、小作料

①	②	③	④	⑤ (③-④)	⑥ (⑤×2/3)		⑦	⑧	⑨	⑩	
土地等級	粗生産量	粗生産額	耕作費	純生産額	純生産額の3分の2		提案する小作料	現在の小作料	地租査定時の小作料	地税	
	バスケット	ルピー	ルピー	ルピー	ルピー	バスケット	バスケット	バスケット	ルピー	ルピー	バスケット
R1	40	31.80	17.60	14.2	9.46	11.90	12	14	11	4.50	5.66
R2	30	23.85	17.60	6.3	4.16	5.20	6	6	8.5	2.75	3.46
R3	22	17.49	17.60	-	-	-	3	3	6	1.26	1.57

注：籾の価格は100バスケットあたり79.8ルピー。地租査定は1912-1914年。

出所：Report on Rent Settlement in Kteinchaung Village-tract, Bassein Township, Bassein District, 1/15 (D) file. 5870, f.131.

b. 典型的小作人の所得 (25 エーカー、大人2名と子供3名を想定)

①	②	③	④ (②-③)		⑤	⑥ (④-⑤)		⑦	⑧	⑨ (⑥+⑦+⑧)
土地等級	生産量	小作料	小作料支払い後の残り		耕作費	耕作費を差引いた残り		理論的費用 (小作人と家族の労賃)	その他の所得	小作人の総所得
	バスケット	バスケット	バスケット	ルピー	ルピー	ルピー		ルピー	ルピー	ルピー
R1	1,000	300	700	557	440	117		125	32	274
R2	750	150	600	477	440	37		125	32	194
R3	550	100	450	358	440	-82		125	32	75

出所：Ibid., f.132.